（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準）

第六条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の七第二号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条第一項第七号（同号ロ（1）、（2）及び（4）並びにヌからカまでを除く。）及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。

イ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。

ロ　イの温度をポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ　（略）

二　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉に限る。）である場合には、規則第四条第一項第八号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号ヌからカまでを除く。）並びに第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

（無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項）

第七条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の八第三項第十一号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。

（実証試験に関する書類）

第八条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の八第四項第三号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一　規則第六条の二十四の八第四項第三号（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する実証試験の概要を記載した書類

二　当該実証試験においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が第一条に規定する基準に適合したことを示す書類

三　（略）

四　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う場合には、当該実証試験において焼却施設に投入する廃棄物が第二条第二項第二号に規定する基準に適合したものであることを示す書類

五　（略）

（記録の閲覧）

第九条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第六条の二十四の十一（規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により環境大臣が定めるところにより行うものとされた記録の閲覧は、次により行うものとする。

一・二　（略）

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準）

第六条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。）である場合には、規則第四条第一項第七号（同号ロ（1）、（2）及び（4）並びにヌからカまでを除く。）及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。

イ　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。

ロ　イの温度を低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ　（略）

二　無害化処理の用に供する施設が焼却施設（製鋼の用に供する電気炉に限る。）である場合には、規則第四条第一項第八号ロ（同号ロ(1)及び同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号ヌからカまでを除く。）並びに第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

（無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項）

第七条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第三項第十一号の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。

（実証試験に関する書類）

第八条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第四項第三号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一　規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第四項第三号に規定する実証試験の概要を記載した書類

二　当該実証試験において低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が第一条に規定する基準に適合したことを示す書類

三　（略）

（新設）

四　（略）

（記録の閲覧）

第九条　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十一の規定により環境大臣が定めるところにより行うものとされた記録の閲覧は、次により行うものとする。

一・二　（略）